

堺市における
大規模小売店舗立地法に係る
運用手続の手引

令和8年4月

堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課

目 次

I	はじめに	1
II	大規模小売店舗立地法のあらまし	2
III	堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱	12
IV	大規模小売店舗の届出に係る事前協議	37
V	大規模小売店舗立地法に係る届出書作成要領	41
VI	説明会の開催方法等	85
VII	住民等の意見についての留意事項	90

I はじめに

堺市では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の運用を円滑に行うため、店舗の新設・変更等の届出に関する事項、届出等に係る公告・縦覧、説明会の開催方法等、本市の運用に関する手続について「堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱」（以下「要綱」という。）を定めております。

この手引は、堺市内において大規模小売店舗を設置、又は店舗における施設の配置や運営方法等を変更しようとするときに必要となる大規模小売店舗立地法及び要綱の手続をまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、この手引をご参照いただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、早めに担当窓口までご相談ください。

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせは・・・

堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課商業支援係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1（高層館7階）

TEL：072-228-8814 FAX：072-228-8816

E-mail:chisan@city.sakai.lg.jp

ホームページURL:

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kojoricchi/daikibo/tebiki.html>

堺市以外の隣接地域の大規模小売店舗に関する手続については、大阪府（大阪市内の案件については大阪市）にお問い合わせください。

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課商業振興グループ

TEL：06-6210-9497

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課商業担当

TEL：06-6615-3781

II 大規模小売店舗立地法のあらまし

1 対象となる大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗をいいます。

(1) 用語

○「小売業」

標準産業分類に定める小売業をいい、「飲食店業」を含まないが、「物品加工修理業」を含める。

○「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象である。

○「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

(2) 店舗面積の範囲

①店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は売場とみなす。
(2) ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

②店舗面積に含まれない部分

部分名	定義
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用しない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催事場	展覧会等の文化催事のための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話を設置してある場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商又は常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取扱うものとする。

(注)

○間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

○塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

(3) 一の建物として政令で定めるもの

「一の建物」には、政令で定める次のような建物も含まれる。

一の建物（政令第一条）

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げる者を含む。）とその附属建物をあわせたもの

第一号は、屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を一の建物とするものである。他方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要がないため、各々が一の建物となる。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとする。

この場合、実態的に判断することが原則であるが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより明確になると思われる。

①買物客以外の通行人が相当数を占め

②周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

第二号は、別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物とするものである。これは、百貨店等によく見受けられるように、実質的に、二つの建物が全体としてワン・ストップ・ショッピングの場を形成しているためである。

（専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決することとする。）

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。

①地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。

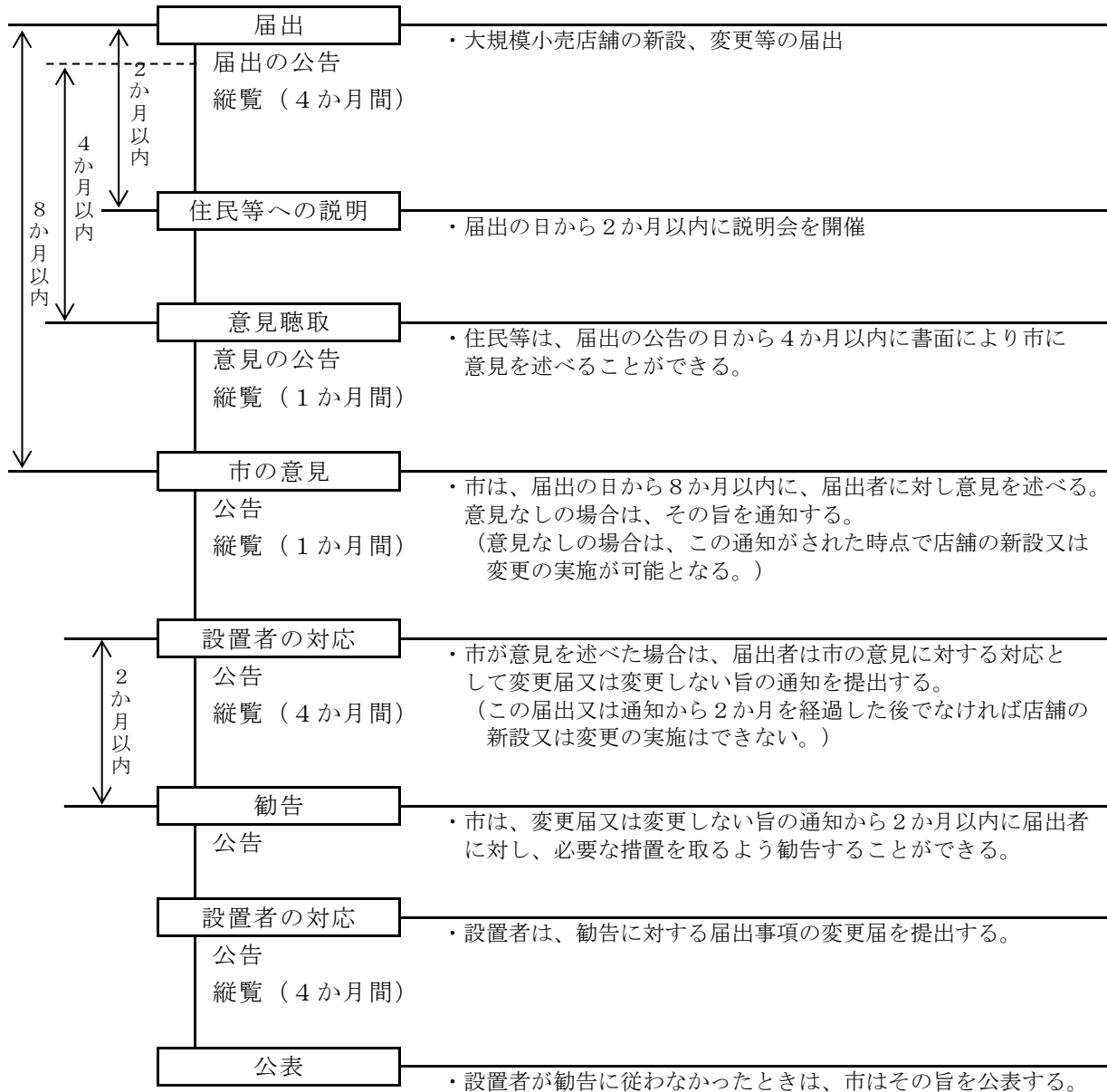
②上記①の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

第三号は、上記の場合も含めて、一の建物に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、一の建物とすることとしたものである。

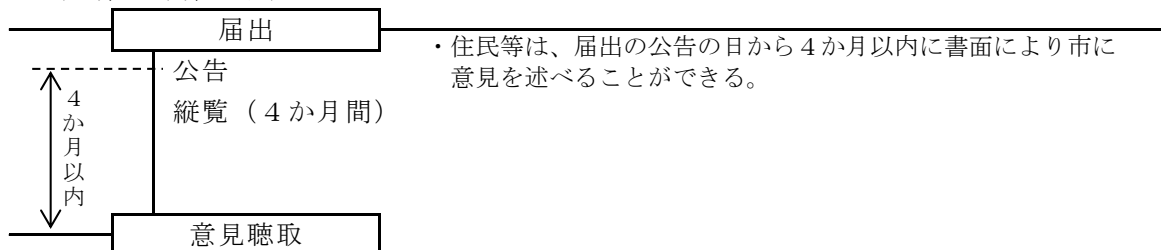
附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとする。

2 大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ

○新設（法第5条第1項）、変更（法第6条第2項、法附則第5条第1項）



○変更（法第6条第1項）



3 大規模小売店舗立地法の手続が必要な場合

①大型店の新設（床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む。）

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店の新設をしようとするとき	法第5条第1項	○	○	○	○

②届出事項の変更

<p>以下は、 上段：大規模小売店舗立地法の届出（法第5条第1項、法附則第5条第1項）を行ったことがある大型店が届出事項を変更しようとするとき 下段：既存店（大規模小売店舗立地法の届出を行っていない大型店）が法第5条第1項4～6号の事項を変更しようとするとき</p>

〈大型店の名称の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
名称を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店の所在地の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者の名称の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
商号を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
会社合併・分割により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
相続等により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき（ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件）	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
小売業者の名称（商号等）を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
小売業者の住所が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
代表者を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
新設する日を繰り上げるとき（ただし、市が「意見なし」とした場合を除きます）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき（ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要です）	法第6条第2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡超となる時	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡以下となる時	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項	×	×	×	×

※1 市が認めれば、ただちに実施できます。

※2 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき※1	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○

※1 現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡張する場合は除きます。

※2 市が認めれば、ただちに実施できます。

※3 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

（駐輪場、駐車場の収容台数の変更）	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含まれます。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
オフィス等の付施設設と、店舗が駐輪（車）場を共用しており、駐輪（車）場の収容台数を変更せず、それらの付施設を増設するとき（店舗来客者のための駐輪（車）場収容台数が減少する場合がございます。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

（荷さばき施設の面積の変更）	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
面積を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

（廃棄物等保管施設の容量の変更）	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
容量を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

（開閉店時刻の変更）	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
開店時刻を繰り上げるとき（既存店については繰り下げの場合も必要です）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○
閉店時刻を繰り下げるとき（既存店については繰り上げる場合も必要です）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
利用可能な時間帯を変更するとき（店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限りです。）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
数を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
位置を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

③ 大型店の廃止

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店を廃止するとき（1,000㎡以下にするときを含みます）	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項	×	×	×	×

III 堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく事務を円滑に運用するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特に定めるもののほか、法、政令及び省令の定めるところによる。

(届出書等の提出部数等)

第3条 法の規定により市長に提出しなければならない届出書及び添付書類並びに報告書（次項において「届出書等」という。）の部数は、別表のとおりとする。

2 市長は、届出書等を受理したときは、堺商工会議所に通知するものとする。

(事前協議等)

第4条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ大規模小売店舗出店計画概要書（様式第1号）又は大規模小売店舗変更計画概要書（様式第2号）を市長に提出し、計画内容について協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議を行った者は、その内容を踏まえた上で、別に定めるところに従い、当該届出に関する書類を作成するものとする。

(届出の縦覧)

第5条 法第5条第3項又は法第8条第3項若しくは第6項の規定による届出の縦覧を行う場所は、次のとおりとする。

(1) 地域産業創造課

(2) 当該届出に係る大規模小売店舗の所在地を所管する区役所

(軽微な変更)

第6条 法第6条第4項ただし書の軽微な変更として法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ軽微変更適用承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、軽微な変更該当すると認めるときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 法第7条第1項の規定による説明会（以下この条において単に「説明会」という。）を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、省令第11条第1項に規定する者が説明会に参加しやすいよう、平日の夜間又は休祭日若しくは土曜日に相当な人数を収容できる施設において説明会を開催するものとする。

- 2 省令第11条第1項ただし書に規定する市が必要と認める場合及び説明会の開催の回数は、次のとおりとする。
- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、店舗面積が6,000平方メートル以上の店舗に係るもの 2回
 - (2) 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、営業時間又は荷さばき作業時間が22時から翌6時までの時間帯に及ぶ店舗に係るもの 2回
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市が必要と認めた場合 3回を上限として市長が指定する回数
- 3 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときは、当該説明会の開催日の14日前までに、市長に説明会開催計画書（様式第4号）を提出するものとする。
- 4 説明会開催者は、説明会の開催後7日以内に、説明会開催報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- （説明会を開催する必要がないと認める場合）
- 第8条 省令第11条第2項に規定する説明会を開催する必要がないと市長が認める変更に係る法第6条第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ説明会開催不要承認申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、説明会を開催する必要がないと認めるときは、書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定による通知を受けた者は、省令第11条第2項の規定により届出等の要旨を掲示等したときは、当該掲示等を行ったことを示す資料を市長に提出するものとする。
- （説明会を開催することができないと認める場合）
- 第9条 説明会開催者は、省令第13条第1項各号に掲げる事由に該当することにより説明会を開催することができないことが判明した時は、直ちに説明会開催不能承認申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、省令第13条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより説明会を開催することができないと認めるときは、その旨を書面により当該申請書を提出した説明会開催者に通知するものとする。
- （意見書の提出）
- 第10条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、当該意見その他必要事項を記載した書面を、所定の場所に持参し、又は郵送その他市長が適当と認める方法により市長に提出するものとする。
- （意見書の公告及び縦覧）
- 第11条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について同条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないものとするができる。
- （市の意見）

第12条 市長は、法第8条第4項の規定により意見を述べようとするときは、堺市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴取するものとする。

2 市長は、法第8条第4項の規定により意見を有する場合又は意見を有しない場合は、その旨を書面により通知するものとする。

（市の意見に対する届出を変更する旨の届出）

第13条 第4条第2項の規定は、法第8条第7項に規定する変更する旨の届出を行おうとする者について準用する。

（市の意見に対する添付書類の事項のみの変更）

第14条 法第8条第4項の規定による市の意見を受けた場合において省令第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更を行おうとする者は、添付書類変更通知書（様式第8号）に当該変更に係る変更前及び変更後の添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

（市の意見に対する変更しない旨の通知）

第15条 法第8条第7項の通知（前条の規定により通知を行った場合を除く。）を行おうとする者は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第9号）を市長に提出するものとする。この場合において、当該通知を行おうとする者は、届出事項の変更を行わなくとも大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を市長に提出するものとする。

（市の勧告）

第16条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告をしようとする場合は、審議会の意見を聴取するものとする。

2 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

（市の勧告に対する届出事項の変更）

第17条 第4条第2項の規定は、法第9条第1項の規定による勧告を受け、届出事項を変更しようとする者について準用する。

（市の勧告に対する添付書類の事項のみの変更）

第18条 法第9条第1項の規定による市の勧告を受けた場合において省令第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更を行おうとする者は、当該勧告を受けた日から2月以内に添付書類変更通知書（様式第10号）に当該変更に係る変更前及び変更後の添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

（市の勧告に対する変更の届出の期限等）

第19条 法第9条第1項の規定による勧告を受けた届出者（以下この条、次条及び第21条において単に「届出者」という。）は、当該勧告を受けた日から2月以内に同条第4項の規定による届出をするものとする。

2 市長は、前項に規定する期間内に当該届出者から届出を変更する旨の何らの意思表示がない場合は、法第9条第7項の規定による公表（以下単に「公表」という。）を行うか否かについて検討するものとする。

（勧告に係る届出に対する通知）

第20条 市長は、法第9条第4項の規定によりなされた届出の内容が、市の勧告を適正に反映しているものと認める場合は、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

(公表)

第21条 市長は、公表を行おうとする場合は、あらかじめその旨を届出者に通知し、書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由がなく意見の聴取に応じない場合、又は当該届出者の所在が不明で通知できない場合はこの限りでない。

2 市長は、公表を行うか否かについて、前項の規定による聴取の結果及び審議会の意見を考慮して行うものとする。

3 市長は、公表を行う場合は、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

(大規模小売店舗に係る報告)

第22条 法第14条の規定により報告を求められた者は、当該報告の徴収に当たり市長が期限を付したときは、当該期限内に報告を行うものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

対象となる届出	提出部数（内訳）
法第5条第1項の規定による届出	30部（正本1部、副本29部）
法第6条第1項の規定による届出	4部（正本1部、副本3部）
法第6条第2項の規定による届出	30部（正本1部、副本29部）
法第6条第5項の規定による届出	2部（正本1部、副本1部）
法第8条第7項の規定による届出	30部（正本1部、副本29部）
法第9条第4項の規定による届出	30部（正本1部、副本29部）
法第11条第3項の規定による届出	2部（正本1部、副本1部）
法附則第5条第1項の規定による届出	30部（正本1部、副本29部）

備考 これらの届出に係る大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に本市以外の市の区域がある場合は、該当する市ごとに副本1部を追加するものとする。

大規模小売店舗出店計画概要書

（おもて）
（ 法第5条第1項 ）

設置者	氏名（名称）		住所（所在地）		
	代表者（法人のみ）		担当者（電話番号）		
店舗の概要	店舗の名称		所在地		
	敷地面積		m ²	土地の権利状況	自己所有・賃貸・定借・その他
	現在の利用状況				
	用途地域		地区計画等の有無	有・無	
	開店予定年月日		年 月 日		
	主な小売業者		主要販売品目		
	営業時間		開店 時 分 ～ 閉店 時 分		
	各階面積	小売店舗面積 (A)	その他施設面積 (B)	延床面積 (A+B)	その他施設の内容
	階	m ²	m ²	m ²	※共有部分や併設施設の内訳 例) 共有部分(階段、バックヤード)Om ² 、 飲食店Om ² 、クリーニング店Om ² 等
	階	m ²	m ²	m ²	
	階	m ²	m ²	m ²	
	階	m ²	m ²	m ²	
	階	m ²	m ²	m ²	
	階	m ²	m ²	m ²	
合計	m ²	m ²	m ²	地上 階 ・ 地下 階	
利用者層が同一の集客施設等面積		m ²	利用者層が異なる集客施設等面積	m ²	
建築着工予定年月日		年 月 日		竣工予定年月日	
		年 月 日		年 月 日	
添付資料	例) 広域見取図、建物配置図、各階平面図				

(うら)

駐 車 場	位 置			構造		
	収容台数	台 (別途従業員用 台)	自動二輪車収容台数	※別途自動二輪車用駐車を設置する場合 台		
		収容台数の算出根拠				
出入口の数	箇所	利用可能時間帯				
駐 輪 場	収容台数	台 (うち原動機付自転車用 台)				
	収容台数の算出根拠					
荷 さ ば き 施 設	面積	m ²	同時作業可能台数	t 車	台	
	1日当たり搬出入台数		台	ピーク1時間当たり搬出入台数		台
	荷さばき作業時間帯				待機可能台数	台
廃 棄 物 施 設	保管施設の容量	m ³	保管施設の面積	m ²		
	併用施設等との保管施設の共用の有無			有 ・ 無		
騒 音	遮音壁の有無	有 ・ 無	早朝・夜間における騒音発生の可能性の有無		有 ・ 無	
	冷却塔・冷暖房設備の室外機又は送風機の有無			有 ・ 無		
代 理 者	氏名(名称)			住所(所在地)		
	代表者(法人のみ)			担当者(電話番号)		

- (注) 1 立地場所の位置や用途地域、周辺の土地利用状況が分かる周辺見取図を添付してください。
- 2 建物配置図及び各階平面図を添付してください。
- 3 騒音発生源(冷却塔、室外機など)の施設設備の配置図があれば添付してください。
- 4 地域貢献活動計画書(案)がある場合は添付してください。

大規模小売店舗変更計画概要書

（おもて）

（ 法附則第5条第1項 ・ 法第6条第2項 ）

設置者	氏名（名称）		住所（所在地）				
	代表者（法人のみ）		担当者（電話番号）				
店舗の概要	店舗の名称			所在地			
	敷地面積		m ²	土地の権利状況	自己所有 ・ 賃貸 ・ 定借 ・ その他		
	用途地域			地区計画等の有無	有 ・ 無		
	変更予定年月日	年 月 日					
	主な小売業者			主要販売品目			
	営業時間	開店	時	分	～ 閉店	時	分
	各階面積	小売店舗面積 （A）	その他施設面積 （B）	延床面積 （A+B）	その他施設の内容		
	階	m ²	m ²	m ²	※共有部分や併設施設の内訳 例）共有部分（階段、バックヤード）〇㎡、 飲食店〇㎡、クリーニング店〇㎡等		
	階	m ²	m ²	m ²			
	階	m ²	m ²	m ²			
	階	m ²	m ²	m ²			
階	m ²	m ²	m ²				
階	m ²	m ²	m ²				
合計	m ²	m ²	m ²	地上 階 ・ 地下 階			
利用者層が同一の集客施設等面積		m ²		利用者層が異なる集客施設等面積		m ²	
変更事項	変更する事項	例）閉店時刻					
	変更前	例）9時～20時					
	変更後	例）9時～22時					
添付資料	例）広域見取図、建物配置図、各階平面図						

(うら)

駐 車 場	位 置		構造	
	収容台数	台 (別途従業員用 台)	自動二輪車収容台数	※別途自動二輪車用駐車を設置する場合 台
		収容台数の算出根拠		
	出入口の数	箇所	利用可能時間帯	
駐 輪 場	収容台数	台 (うち原動機付自転車用 台)		
	収容台数の算出根拠			
荷 さ ば き 施 設	面積	m ²	同時作業可能台数	t車 台
	1日当たり搬出入台数	台	ピーク1時間当たり搬出入台数	台
	荷さばき作業時間帯		待機可能台数	台
廃 棄 物 施 設	保管施設の容量	※併設施設と共有している 場合はその合計 m ³	保管施設の面積	m ²
	併用施設等との保管施設の共用の有無		有 ・ 無	
騒 音	遮音壁の有無	有 ・ 無	早朝・夜間における騒音発生の可能性の有無	有 ・ 無
	冷却塔・冷暖房設備の室外機又は送風機の有無		有 ・ 無	
代 理 者	氏名(名称)		住所(所在地)	
	代表者(法人のみ)		担当者(電話番号)	

- (注) 1 変更の届出は原則としてこの様式を使用し、変更内容に応じ記載するとともに、現状と比較できるように記載してください。
- 2 立地場所の位置や用途地域、周辺の土地利用状況が分かる周辺見取図を添付してください。
- 3 建物配置図及び各階平面図を添付してください。
- 4 地域貢献活動計画書(案)がある場合は添付してください。

軽微変更適用承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
_____の位置の変更
(変更前)
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

説明会開催計画書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

店舗の名称		
店舗の所在地		
開催予定回数		回開催予定
周知の方法及び時期		
周知の範囲		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)
第2回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)
第3回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)

(注) 周知のためのチラシの原稿、新聞折込関係資料及び説明会配布資料を添付すること。

説明会開催報告書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第7条第4項の規定により、次のとおり報告します。

店舗の名称		
店舗の所在地		
周知の方法		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	開催場所	(会場名・所在地)
	説明者	
	出席者	(設置者・出店予定者・住民等)
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回 説明会	(同上)	
第3回 説明会	(同上)	

(注) 周知のためのチラシの原本、掲示場所の写真、当日配布資料を添付すること。

説明会開催不要承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が説明会を開催する必要がない変更とする理由

様式第7号（第9条関係）

説明会開催不能承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することができない理由
- 3 説明会に代わる周知方法
- 4 周知期間
- 5 周知内容

様式第8号（第14条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする添付書類の事項
（変更前）
（変更後）
- 3 添付書類を変更する理由及び法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しない理由

様式第9号（第15条関係）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 市の意見の概要
- 3 変更しない理由

様式第10号（第18条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第18条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 添付書類を変更する理由及び法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しない理由

【省令様式】

様式第1（第3条関係）

大規模小売店舗届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

様式第2（第6条関係）

変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

様式第3（第7条関係）

変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

様式第4（第9条関係）

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

様式第5（第16条関係）

届出事項変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

様式第6（第18条関係）

届出事項変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

様式第7（第19条関係）

承継届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があつた年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

（備考）1 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。

様式第8（第20条関係）

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

IV 大規模小売店舗の届出に係る事前協議

1 事前協議の概要

法に基づく届出をする場合には、まず堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課と事前相談を行ってください。

その際には、出店（変更）計画概要書（以下「概要書」という。）の作成をお願いします。提出された概要書により、堺市関係各課及び関係行政機関に事前協議の必要の有無を照会し、その結果を取りまとめて通知します。それを受けて堺市関係各課及び関係行政機関に対し計画内容に関する事前協議を行ってください。

この概要書による事前協議は要綱に基づいて行うものであり、堺市関係各課及び関係行政機関において所管する関係法令等との整合を図り、手続途中での計画内容の変更を可能な限り避けるためお願いしているものです。

ただし、事前協議を行った場合でも、法に基づく住民等の意見を受け、堺市が意見を述べる場合があります。

2 出店（変更）計画準備書（届出書（案））の作成

事前協議の内容を踏まえ、大規模小売店舗の出店（変更）計画について、法に基づく届出事項、添付書類及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）に基づき配慮すべき事項等を調整のうえ、出店（変更）計画準備書（届出書（案））（以下「届出書（案）」という。）の作成をお願いします。

当該届出書（案）は、届出事項、添付書類（法第5条第1項及び同条第2項並びに法施行規則第3条及び第4条に規定する届出事項及び添付資料の部分）及び指針に基づき配慮すべき事項（指針の流れに沿って配慮事項を列挙したものであり、堺市関係各課及び関係行政機関と協議の上、必要項目を選択して作成してください。）について記載したものです。

事前協議が整い、当該届出書（案）が作成できましたら、地域産業創造課に協議経過の報告を行ってください。また、新設及び大幅な変更の場合は、届出書（案）全体の整合を図り、堺市関係各課及び関係行政機関の横断的な調整を行うため、堺市が開催する「堺市大規模小売店舗立地法事務調整庁内委員会」（以下、「庁内委員会」という。）において、届出事項の説明をお願いします。

庁内委員会での説明後、修正等がなければ、当該届出書（案）がそのまま届出書となり、修正等の指示があった場合は修正したものが届出書となります。

なお、地元説明会に使用する説明資料については、作成した当該届出書（案）の中から、届出事項及び設置者が自らの判断により必要項目を選択して作成することができます。

3 地域貢献活動計画書の作成

法の運用基準である指針改訂に伴い、本市では当該施設の設置者及び小売業者が、地域社会を担う一員である企業の社会的責任として、行政、地元や地域住民と相互に連携・協力を図り、周辺地域の良好な生活環境を確保するとともに、地域特性に適した地域貢献活動を自主的かつ積極的に実施することを推進するため、届出書に地域貢献に関する項目を設けています。

法第5条第1項及び附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合は、地域貢献活動計画書（以下「計画書」という。）を届出の一部として提出することをお願いしています。法第6条第2項の規定による届出においても、当該計画書を任意に提出することができます。

当該計画書は、届出時には届出書の「【3】指針に基づき配慮すべき事項」の項目となり、「大規模小売店舗立地法に係る届出書作成要領」（以下、「要領」という。）に則り、堺市関係各課及び関係行政機関と相談の上、設置者及び小売業者が自らの判断により地域貢献活動項目を設定して作成するものです。また、当該計画書は届出書と同時に提出していただき、堺市のホームページ等で公開を行います。

なお、地域貢献活動計画書の提出は、大規模小売店舗立地法に基づく届出とは別に任意に求めるものであり、地域貢献活動計画書の提出の有無及び提出された内容について、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

要領の「【8】地域貢献について」に計画書に記載する地域貢献項目例及び記載例を示しましたので、参考にしてください。

地域産業創造課において、随時、計画書の作成について相談等を受け付けていますので、独自に地域貢献活動を実施されている場合等をご相談ください。

4 指針に関する協議の主な関係課・関係機関一覧

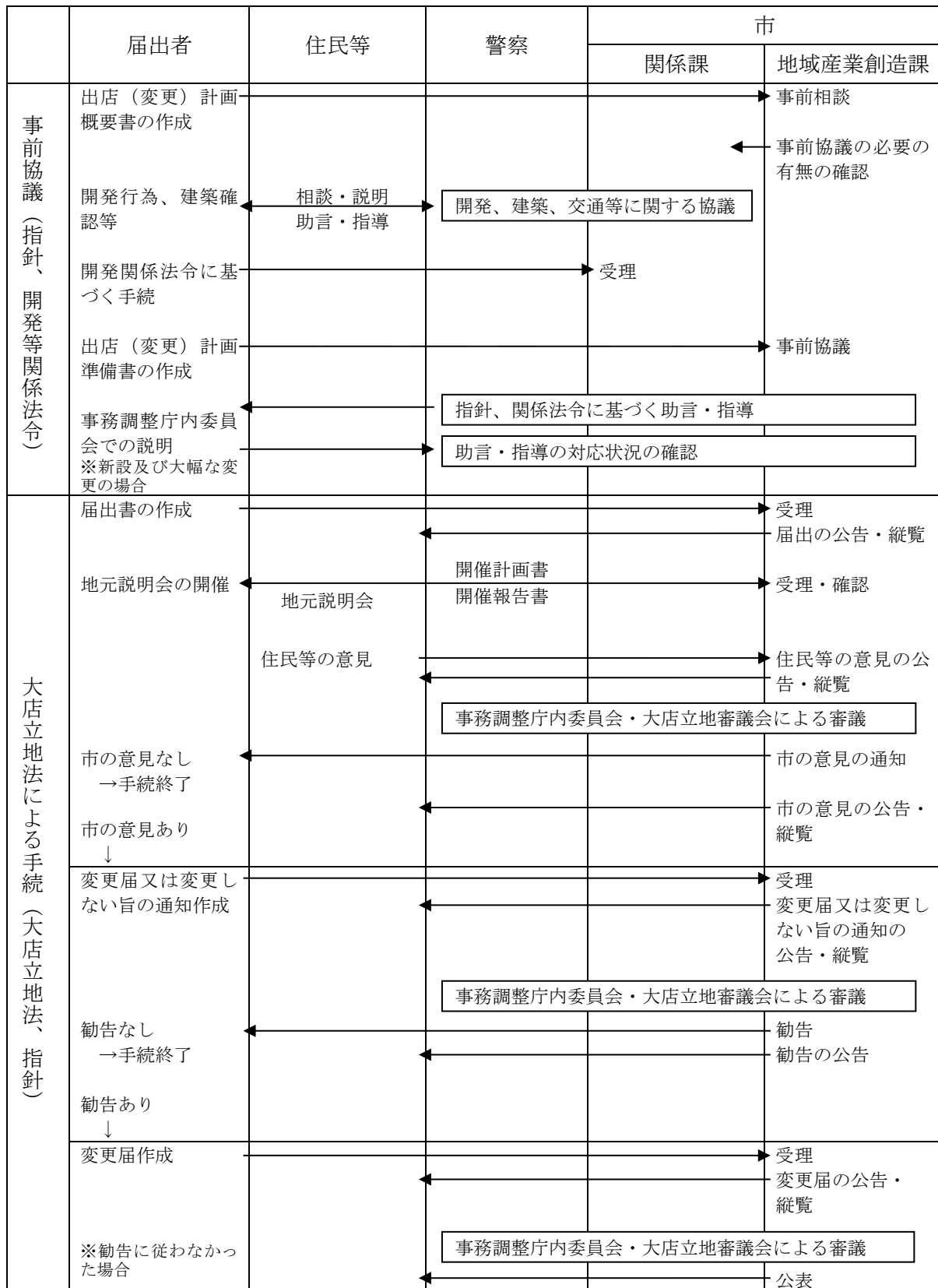
指針の主な項目	主な関係課・関係機関	電話番号
駐車場の必要台数の確保 駐車場の位置及び構造等 駐輪場の確保等 荷さばき施設の整備等 経路の設定等 歩行者の通行の利便の確保等	土木監理課 交通政策課（荷さばき施設の整備等及び経路の設定等に関する事） 学務課（通学路に関する事） 大阪府警察本部交通規制課	072-228-7416 072-228-3956 072-228-7485 06-6943-1234
騒音問題の対応策について 騒音の予測・評価について	環境対策課	072-228-7474

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 廃棄物等の保管について 廃棄物等の処理について その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策について	資源循環推進課 環境対策課（保管施設・敷地内処理施設・食品加工場からの悪臭に関する事）	072-228-7479 072-228-7474
防災対策への協力	危機管理室防災課	072-228-7605
防犯対策への協力	市民協働課 子ども育成課（青少年対策に関する事）	072-228-7405 072-228-7457
街並みづくり等への配慮等	都市計画課（都市計画との整合に関する事） 都市景観課（景観に関する事） 公園緑地整備課（緑化計画に関する事） 環境対策課（光害対策に関する事）	072-228-8398 072-228-7432 072-228-7424 072-228-7474
地域貢献に関する事項	庁内関係各課（要領【8】地域貢献について」を参照）	

※届出内容について、関係他法令等との整合を図るため、下記関係課にも協議が必要な場合がありますので、ご留意願います。

関係する項目	主な関係課・関係機関	電話番号
開発行為等に適用される法令や自治条例等の要否判断に関する事 開発許可及び開発行為等の手続に関する条例に係る協議に関する事	宅地安全課	072-228-7483
建築確認に関する事	建築安全課	072-228-7936

5 事前協議及び大店立地法に基づく手続の流れ



V 大規模小売店舗立地法に係る届出書作成要領

1 記載にあたって

- ① 本要領は、要綱第4条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則により、大規模小売店舗を設置する者が行う届出に係る書類の作成方法について必要な事項を定めるものである。
- ② 本要領は、法第5条第1項及び施行規則第3条において、様式第1の届出事項として提出が義務づけられている事項、法第5条第2項及び施行規則第4条第1項において、届出の添付書類として提出が義務づけられている事項の作成方法を示していますが、「【3】指針に基づき配慮すべき事項」についても、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境についての適切な対応を行う必要があることから、できるだけ記載してください。
- ③ 用紙は、A4サイズ（図面についてはA3サイズを折り畳み可）を使用してください。
- ④ 本要領は、新規出店案件用に記述していますが、新設日の繰り上げ、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、あるいは既存店舗の届出を行おうとする場合は、その内容に合わせて、また、現状との比較ができるように記載してください。
- ⑤ 該当事項のない項目については、項目そのものを削除していただき、番号を順次繰り上げていただいて差し支えありません。
- ⑥ 記載要領中の数字や表現はあくまで例示ですので、記載の際は実際の数字や表現を使用してください。また、記載にあたっては、届出書が縦覧されることに配慮し、分かりやすい表現、表記をお願いします。

2 添付する図面について

「配置図」等の図面については、「【4】添付図面について」にまとめて記載してあります。場合によっては、複数の図面を1枚にまとめて提出することも可能です。

3 新設の届出

- ① 届出書の様式 省令様式第1（29ページ）
- ② 届出書の提出部数 原則として30部（正本1部・副本29部）
※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。
- ③ 添付書類
 - ア 施行規則第4条第1項に定める事項（次ページ参照）を記載した書類
 - イ 審査するために市が求める書類

＜施行規則第4条第1項に定める事項＞

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収用台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠

4 変更の届出

(1) 届出区分

変更事項	立地法店舗	既存店
店舗の名称、設置者の名称、小売業者等	届出が必要 (法第6条第1項)	届出不要
店舗面積、駐車場等の施設の配置、営業時間等の運営方法等	届出が必要 (法第6条第2項)	届出が必要 (法附則第5条第1項)
(3)④に掲げる事項	届出不要	届出が必要 (法附則第5条第1項)

※ 既存店が一度大規模小売店舗立地法による届出をすると立地法店舗となりますので、留意してください。

(2) 法第6条第1項による変更の届出

- ① 届出書の様式 省令様式第2(30ページ)
- ② 届出書の提出部数 4部(正本1部・副本3部)
- ③ 添付書類
変更事項を確認できる書類(設置者の名称変更:登記簿謄本)

(3) 法第6条第2項による変更の届出

① 届出書の様式 省令様式第3(31ページ)

② 届出書の提出部数 原則として30部(正本1部・副本29部)

※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。

③ 添付書類

新設の届出における添付書類(3③参照)のうち変更する事項に関するもの(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

④ 法第6条第2項による届出が不要な変更

ア 一時的な変更を行う場合

一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。例えば、事故や災害による開店時刻・閉店時刻の変更、道路工事に伴う駐車場出入口の位置等の変更が、これに当たります。

イ 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行う場合

ウ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる場合

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の増加であって、増加する店舗面積が次のいずれをも超えない場合

・増加前の店舗面積の合計の1割に相当する面積

・1,000㎡

オ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合

カ 荷さばき施設の面積を増加させる場合

キ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合

ク 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合

(4) 法附則第5条第1項による変更の届出

① 届出書の様式 省令様式第8(36ページ)

② 届出書の提出部数 原則として30部(正本1部・副本29部)

※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。

③ 添付書類

新設届出における添付書類(3③参照)のうち変更する事項に関するもの(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

④ 注意事項

(3)④の「法第6条第2項による届出が不要な変更」に該当する変更であっても、届出が必要となります。

<参考>変更内容別必要添付書類一覧

(あくまで一例であり、立地場所、変更内容により変わることがあります。)

必要となる添付書類（施行規則第4条第1項第○号）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大型店の新設をする日の繰り上げ												
大型店内の店舗面積の合計の増加		○	◎	◎					○	◎	○	◎
駐車場の位置の変更			○		◎	◎		○		◎	○	
駐車場の収容台数の減少			○	◎	◎	◎		○		○	○	
駐輪場の位置の変更			○							◎	○	
駐輪場の収容台数の減少			○							○	○	
荷さばき施設の位置の変更			○				◎	○		◎	○	
荷さばき施設の面積の減少		○	○				◎	○		○	○	
廃棄物等の保管施設の位置の変更			○					○		◎	○	
廃棄物等の保管施設の容量の減少		◎	○					○		○	○	◎
開店時刻の繰り上げ／閉店時刻の繰り下げ								○	◎	◎	○	
駐車場を利用することのできる時間帯の変更					◎	○		○		◎	○	
駐車場の出入口の数・位置の変更					◎	◎		○		◎	○	
荷さばき施設における作業可能時間帯の変更		○					◎	○		◎	○	

◎：原則として添付が必要となる書類

○：変更内容により添付が必要となる可能性のある書類

5 廃止の届出

- ① 届出書の様式 省令様式第4（32ページ）
- ② 届出書の提出部数 2部（正本1部・副本1部）
- ③ 添付書類 廃止後の店舗部分を示した図面（店舗面積を0㎡とする場合を除く）

6 承継の届出

- ① 届出書の様式 省令様式第7（35ページ）
- ② 届出書の提出部数 2部（正本1部・副本1部）
- ③ 添付書類 承継があったことを証する書面

7 届出全般についての注意事項

- ① 設置者以外の者が届出書の提出を行う場合は、設置者の承諾・委任状を提出してください。
- ② 騒音データについては、裏づけとなる計量証明書をあわせて提出してください。

【1】届出事項（法第5条第1項）

様式第1（第3条関係）

大規模小売店舗届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長 殿

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載してください。法人にあつては代表者の氏名及び登記簿上の肩書を記載してください。

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

・登記簿上の所在地を記載してください。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△△店
堺市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号

・大規模小売店舗（以下「建物」）の名称は、設置後予定している名称（仮称でも可）を記載してください。
・所在地は、住居表示があれば住居表示、なければ建物が特定できる地番を記載してください。
・住居表示又は地番が複数に及ぶ場合は、代表となる住居表示又は地番を記載してください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	堺市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号
未定 〇者	

・原則として全ての小売業を行う者（以下「小売業者」）を記載してください。
・少なくとも1,000㎡を超える小売業者については確定しておく必要があります。
・現時点で未定の小売業者については、決定しだい法第6条第1項に規定する変更届出書を提出してください。
なお届出は事後遅滞なく、行ってください。

3 大規模小売店舗の新設をする日

〇〇年〇〇月〇〇日

← ・届出日の翌日から8か月以降の日付を記載してください。

- ・当該建物の開店予定日を記載してください。
- ・小売業者ごとに開店予定日が異なる場合は、その一番早い開店予定日を記載してください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m²

- ←
- ・小売業（飲食店舗を除く。物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供する部分の面積を記載してください。
 - ・小数点以下第1位を四捨五入してください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

名 称	収容台数	駐車場の種類 (※)	位 置
駐車場No.	〇〇 台	建物外平面駐車場 (自走式)	建物東側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
駐車場No.	〇〇 台	建物内駐車場 (自走式)	建物〇階/屋上 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
合 計	〇〇 台	(内訳) 小売店舗用 () 台、従業員用 () 台 併設施設用 () 台、自動二輪車用 () 台	

<駐車場の種類の例>

- ・建物外平面駐車場 (自走式)
- ・地下駐車場 (自走式)
- ・平面駐車場 (機械式/専用建物)
- ・循環駐車場 (機械式/専用建物)
- ・専用駐車場ビル (自走式)
- ・屋上等建物内設置方式 (自走式)
- ・平面駐車場 (機械式/共用建物)
- ・循環駐車場 (機械式/共用建物)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

名 称	収容台数	位 置
駐輪場No.	〇〇 台	建物西側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
駐輪場No.	〇〇 台	建物〇階 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
合 計	〇〇 台	(原動機付自転車用と共用している場合は、備考として台数を記載してください。)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

名 称	面 積	位 置
荷さばき施設No.	〇〇 m ²	建物内南側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
荷さばき施設No.	〇〇 m ²	建物〇階 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
合 計	〇〇 m ²	

・合計値の小数点以下第1位を四捨五入してください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

名 称	容 量	位 置
廃棄物等保管施設No.	〇〇.〇〇 m ³	建物内北側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
廃棄物等保管施設No.	〇〇.〇〇 m ³	建物〇階 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
合 計	〇〇.〇〇 m ³	

・合計値の小数点以下第3位を四捨五入してください。
 ・保管施設が非小売施設と共用である場合、小売施設部分が明確に区分されている時に小売施設部分が届出容量になります。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社 ○ ○ ○ ○	〇〇時〇〇分	〇〇時	
有限会社 ○ ○ ○ ○	〇〇時	〇〇時	
○ ○ ○ ○	〇〇時	〇〇時〇〇分	

・小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載してください。
 ・建物全体で営業時間を統一している場合は、その時刻について記載してください。
 ・開店時刻は通常が一番早い時刻、閉店時刻は通常が一番遅い時刻を記載してください。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

名 称	駐車場利用可能時間帯
駐車場No.	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
駐車場No.	24時間

・駐車場ごとに駐車場利用可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

名 称	出入口の数	位 置
駐車場No.	出入口 ○ 箇所	建物西側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
駐車場No.	入 口 ○ 箇所	建物北側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
	出 口 ○ 箇所	建物南側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)
合 計	出入口 ○ 箇所	/
	入 口 ○ 箇所	
	出 口 ○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

名 称	荷さばき作業可能時間帯
荷さばき施設No.	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
荷さばき施設No.	〇〇時〇〇分～〇〇時

・荷さばき施設が複数あり、荷さばき作業可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

【2】添付書類（法第5条第2項）

- 1 法人にあつてはその登記事項証明書
別添のとおり

[法施行規則第4条第1項第1号]

法人の場合	登記簿謄本
個人の場合	住民票の写し

- ・いずれも原本で3か月以内のものを添付してください。
(副本分は不要です。)
- ・住民票については、本籍地や本人以外の記載は不要です。

- 2 主として販売する物品の種類

[法施行規則第4条第1項第2号]

小売業者名	主として販売する物品
株式会社〇〇〇	食料品
有限会社〇〇	日用雑貨品

- ・決定済みの小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載してください。
- ・未定の小売業者については、予定業種があれば記載してください。

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
＜【4】「添付図面について」参照＞

[法施行規則第4条第1項第3号]

- ①建物位置図 P〇〇 別添図面〇〇参照

- ・広域見取図（縮尺：1/25,000程度）を添付してください。広域見取図には最寄駅からの距離を図示してください。

- ②周辺見取図 P〇〇 別添図面〇〇参照

- ・計画地の用途地域を記載した周辺見取図（縮尺：1/2,000程度）と店舗周辺の用途（住居、工場、学校等）を色分けした周辺用途図（縮尺：1/2,000程度）を添付してください。

- ③建物配置図 P〇〇 別添図面〇〇参照

- ・縮尺：1/200～1/500程度
- ・店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場・駐輪場の配置が分かるよう色分け等をしてください。

- ④各階平面図 P〇〇 別添図面〇〇参照

- ・縮尺：1/200～1/500程度
- ・店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場・駐輪場の配置が分かるよう色分け等をしてください。

※①～④までの各図面には方位、①②には縮尺、スケールを表記すること。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 [法施行規則第4条第1項第4号]

(1) 指針の基準による小売店舗必要駐車台数算出根拠 (端数処理：小数点以下第1位四捨五入)

事 項 等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区・その他地区 ←	用途地域：〇〇地域
S：店舗面積 (注)	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千㎡ ←	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m ←	最寄駅：〇〇線〇〇駅
C：自動車分担率	% ←	
D：平均乗車人員	人/台 ←	
E：平均駐車時間係数	←	
小売店舗用必要駐車台数 ※	台 ←	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

※公共駐車場等を来客のための駐車場として利用する場合、設置者は実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、駐車場との契約書、駐車サービス券の発行枚数、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。

(2) 併設施設の駐車場の利用者のための駐車場算出根拠

(併設施設の種類毎の考え方)

- a 当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、上記①の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数とする。面積は下記により記入する。

[s：併設施設面積の合計] (端数処理：小数点以下第1位四捨五入)

s	㎡
S：店舗面積×0.2	㎡

<条件>

$$s \leq S \times 0.2$$

- b オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗とは独立して考えられるような併設施設の場合は、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する根拠を記載する。
- c 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温泉施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合は、併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の駐車台数を必要駐車台数の最低限の根拠とする。

併設施設の割合	指針値との比率式(X：併設施設の割合%)
20～50%	$0.010X + 0.80$
50～80%	$0.008X + 0.90$
80%～	$0.002X + 1.38$

(3) 特別な事情による駐車台数の算出（指針の基準による算出根拠によらない場合）

特別な事情の説明

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

(4) その他の駐車場の状況

〔従業員等（業務用を含む）駐車場/利用者が異なる併設施設の駐車場〕

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	必要駐車台数	備 考 (駐車場台数算定の根拠等)
従業員等 駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数 人) (業務用車両台数 延べ約 台)
併設施設 駐車場	有・無	共用・別途	台	

(5) 自動二輪車の駐車場の算出根拠

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

・自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあつては、原則として、一定の区画を区分し、確保するように努めてください。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [法施行規則第4条第1項第5号]

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

①駐車場の入庫処理能力 (自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要はありません。)

出入口の場所	1時間当たり 入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
建物西側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)	台	台
建物〇階 (P〇〇 別添図面〇〇参照)	台	台



60分	× 発券ブース等の台数
(メーカーから提供される1台当たりの処理時間+乗客の乗降時間)	(1つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)
	(端数処理: 小数点以下第1位四捨五入)

②敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブース又はゲートの有無	必要駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合
				長さ	算出根拠※	その理由・対策
建物南側 (P〇〇 別添図面〇〇参照)	有・無	m	有・無	m ←		
建物〇階 (P〇〇 別添図面〇〇参照)	有・無	m	有・無	m ←		

※指針に示された標準的なスペースの計算式
 (当該入口1分当たりの来台数×1.6-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)×6 (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」及び主要経路を表示してください。

項目	道路No. 1 (道路名：)	道路No. 2 (道路名：)	道路No. 3 (道路名：)	〇〇〇 (道路名：)
主要経路	○			
道路幅員 (車線数)	m (車線)	m (車線)	m (車線)	m (車線)
歩道の有無・幅員	有・無 m	有・無 m	有・無 m	有・無 m
道路断面	P〇〇別添図面 〇〇のとおり	P〇〇別添図面 〇〇のとおり	P〇〇別添図面 〇〇のとおり	P〇〇別添図面 〇〇のとおり
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

・「主要経路」欄には、店舗までの主要経路として設定している道路の欄に、○印を記入してください。
 ・「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入してください。
 ・「横断歩道等の有無」欄には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記入してください。
 ・その他必要に応じて、現況写真を添付してください。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等<【5】「交通量調査及び交通量予測の記入例」参照>

①現状の平日、休日それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 () 天候 () 年 月 日 () 天候 ()
調査箇所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	<別添「交通量調査」資料P〇〇参照>

②開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添「交通量調査」資料P〇〇参照>

③利用者が異なる併設施設の利用者の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	(併設施設についても施設の規模、種類等に応じ、類似店舗との比較や文献資料等を参考に適切に予測を行ってください。)
予測結果	<別添「交通量調査」資料P〇〇参照>

- ・調査エリアは原則として、経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とします。
- ・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）とします。
- ・調査内容としては車種及び時間帯別、方向別の台数を調査するものとします。
- ・開店後の調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）とし、1時間ごとの想定来店台数を入場・出場に分けて、方向別に予測し一覧表としてください。
- ・調査結果は別添資料とし、周辺見取図上に結果を示してください。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [法施行規則第4条第1項第6号]

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面<【4】「添付図面について」参照>

- ・主要経路については、図面上に明示するとともに、道路断面図や必要に応じて現況写真を添付してください。

(2) 経路等を来店者に知らせる方法及び歩行者等の通行の利便の確保のための計画

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所、内容等を具体的に記載し、別添周辺見取図及び建物配置図上にも予定位置等を記載してください。)
チラシ等の配布	(配布方法、記載内容等を具体的に記載してください。)
交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等を具体的に記載し、別添周辺見取図及び建物配置図上にも予定位置等を記載してください。)
歩行者通行の利便性確保のための方策	(歩行者の通行の利便の確保等のための計画を記載し、特別に行う対策等があれば具体的に記載してください。)
夜間照明等の設置の有無	無・有 ⇒ (具体的な内容を記載してください。)
その他	(店舗周辺に通学路がある場合、学童の安全確保のための方策等を記入してください。)

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

[法施行規則第4条第1項第7号]

搬出入時間帯	搬出入車両の 車種・大きさ	搬出入車両数	平均的な荷さばき処理時間 (1台あたり)
○時～○時	○○ t 車	○○台	○○分
○時～○時	○○ t 車	○○台	○○分
合 計			
ピーク時の車両の台数		○○台	

- ・搬出入時間帯は1時間刻みで記載してください。
- ・搬出入車両の車種及び大きさごとに搬出入計画を記載してください。
- ・車種・大きさが特定できない場合は、「2 t 以上」「2 t 未満」のように表記してください。
- ・廃棄物収集車両が荷さばき施設を利用する場合は、上記の表に廃棄物収集車両の列を加え、ピーク時の車両台数は搬出入車両と合算をしてください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

[法施行規則第4条第1項第8号]

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	位 置
有・無	m	m		P○○ 別添図面○○参照

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

[法施行規則第4条第1項第9号]

項 目	稼 働 時 間 帯	位 置
冷 却 塔	○○時○○分～○○時○○分	P○○ 別添図面○○参照
室 外 機	○○時○○分～○○時○○分	P○○ 別添図面○○参照
送 風 機	○○時○○分～○○時○○分	P○○ 別添図面○○参照
その他 ()	○○時○○分～○○時○○分	P○○ 別添図面○○参照

※24時間稼働している場合の稼働時間帯は「24時間」と表記してください。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

[法施行規則第4条第1項第10号]

- (騒音レベルの予測について)
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点等として別添「建物配置図」上に表示してください。
 なお、予測式等を用いた計算手法並びに調査結果及び評価については資料として添付してください。また、予測地点の選定については事前に騒音担当部局と協議してください。
 - ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該騒音発生源の位置の分かる図面を添付してください。
 - ・基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示してください。
 (例) 文献名/メーカーの提示した数値など
 - ・騒音発生源の名称は他の資料(騒音検討資料・騒音シート等)の名称と統一をはかってください。
 - ・協議における全般的なことは、【7】「騒音の予測・評価方法」を参照してください。

(1) 昼間の等価騒音レベルの予測

<昼 間>

騒音発生源	基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間帯 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの 距離 (m)				各予測地点における 等価騒音レベル (dB)					
	騒音レベル (dB)	根拠		A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A	B	C	D		
定常騒音													
	定常騒音の等価騒音レベル												
変動騒音													
	変動騒音の等価騒音レベル												
	自動車等走行音の等価騒音レベル												
衝撃騒音													
	衝撃騒音の等価騒音レベル												
昼間 (午前6時～午後10時) の等価騒音レベル (dB)													
環 境 基 準 値 (dB)													
用 途 地 域													
予測地点の高さ (m)													

(2) 夜間の等価騒音レベルの予測

<夜 間>

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間帯 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)					
	騒音レベル (dB)	根拠		A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A	B	C	D		
定常騒音													
	定常騒音の等価騒音レベル												
変動騒音	変動騒音の等価騒音レベル												
	自動車等走行音の等価騒音レベル												
衝撃騒音	衝撃騒音の等価騒音レベル												
夜間 (午後10時～午前6時) の等価騒音レベル (dB)													
環 境 基 準 値 (dB)													
用 途 地 域													
予測地点の高さ (m)													

- 1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（夜間において、営業又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い、騒音が発生することが見込まれる場合は記載してください。） [法施行規則第4条第1項第11号]

<夜間（午後9時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音>

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間帯 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)					
	騒音レベル (dB)	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D		
定常騒音													
	定常騒音の合成値												
変動騒音													
衝撃騒音													
夜間（午後9時～午前6時）の騒音レベルの最大値 (dB)													
環境基準値 (dB)													
用途地域													
予測地点の高さ (m)													

※併設施設の騒音予測・評価について

- 併設施設については、駐車場を共用する場合等にあつては、併設施設利用者を含めた騒音予測を行ってください。また、駐車場を共用する併設施設のみが夜間等に営業を行う場合には、当該自動車走行音も騒音予測の対象としてください。
- 併設施設固有の騒音発生源から出される騒音の予測については、資料等の提出は求めるものではありませんが、夜間等において著しい騒音の発生が見込まれるときは、当該騒音についても、対応策を講じることが期待されていることを留意してください。

1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [法施行規則第4条第1項第12号]

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理：小数点以下第3位四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積：S		1日あたり廃棄物 排出量 A (指針原単位×S)	平均 保管日数 B	見かけ比重 (t/m ³) C	排出予測量 A×B÷C
		千m ²	(t)	日		m ³
紙製廃棄物等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
金属製廃棄物等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
ガラス製 廃棄物等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
プラスチック 製廃棄物等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
生ごみ等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
その他の可燃性 廃棄物等 (原単位)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
	計	千m ²	計 t			
合 計						m ³

[見かけ比重について指針の数値によらない場合]

見かけ比重の根拠等：

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測 (特別な事情がある場合)

特別な事情の説明：

予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：	

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況 (小売店舗以外の施設がある場合)

小売店舗と共用	・	小売店舗とは別途確保
---------	---	------------



予測排出量	m ³
排出量予測の根拠： (小売店舗以外の施設で特に、飲食店が併設されている場合においては、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.20kg/m ² であるので、これを参考として、保管容量を確保してください。)	

(4) 店頭回収分の排出量予測 (店頭回収分を保管施設に保管する場合)

予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：	

(5) 廃棄物等保管施設容量と廃棄物等排出予測量の比較

廃棄物等保管施設容量 (m ³) > 廃棄物等排出予測量 (m ³) (①又は②)+③+④の合計

【3】指針に基づき配慮すべき事項

・指針に基づき配慮すべき事項については、特に既存店の変更の場合、現状を把握する必要がありますので、記載できる部分は可能な限り記載してください。

1 店舗施設計画の概要

(1) 計画地及び周辺の概要

①計画地の現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用状況、所有形態を記載してください。(例：更地、整地中、建物あり、自己所有、賃貸借契約地など)
- ・工場等建物が現存する場合は、その所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示してください。(例：工場・倉庫等→自己所有予定（〇年〇月売買契約締結予定）など)

②隣接地の用途現況 P〇〇 別添図面〇〇参照

- ・計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示してください。（用途別に色分け等をして分かりやすく表示してください。）
- ・用途の例：低層住宅、高層住宅、工場、事務所、商店、学校、病院など

③街並みづくりの計画の有無とその内容

- ・計画地におけるまちづくり計画、例えば地区計画、まちづくり協定、建築協定、景観形成地域、風致地区、防火地域、市街地再開発事業地区、駐車整備地区、土地区画整理事業地区などの計画があれば、その具体的名称や規制内容等を記載してください。

(2) 建物の構造及び規模

①建物構造

- ・2つ以上の棟に分かれる場合は、それぞれの建物について記載してください。
- ・記載例：鉄骨造、鉄筋コンクリート造 地下〇階、地上〇階、塔屋〇階、高さ〇m（広告塔含め〇m）など

②店舗面積の内訳 (端数処理：小数点以下第1位四捨五入)

- ア 敷地面積 〇,〇〇〇㎡
- イ 建築面積 〇,〇〇〇㎡
- ウ 延床面積 〇,〇〇〇㎡
- エ 各階ごとの店舗面積及び延床面積

(記載例)

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延床面積
3 F	1,000	500	1,500
2 F	2,500		2,500
1 F	2,500	100	2,600
合計	6,000	600	6,600

<その他の併設施設計画と各施設面積について>

- ・その他の施設のうち、レストラン、ゲームセンター、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、クリーニングなど当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設（以下「利用者層が同一の集客施設等」という。）と、オフィス、マンションなど当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と必ずしも一致しないと想定される施設（以下「利用者層が異なる集客施設等」という。）を区別して以下のとおり記載してください。
- ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載してください。
- ・各施設の事業主体についても、可能であれば記載してください。

(記載例)

利用者が同一の集客施設等		
①レストラン	(株)〇〇〇	㎡
②ゲームセンター	(株)〇〇〇	㎡
③映画館（別棟）		
④スポーツ施設	(株)〇〇〇	
⑤クリーニング店	(株)〇〇〇	㎡
合計		㎡

利用者層が異なる集客施設等		
①オフィス		㎡
②住宅		㎡
③文化施設		㎡
④ホテル（別棟）	(株)〇〇〇	㎡
合計		㎡

- ・作成時点でわかっているもののみ記載してください。
- ・施設の区分については、「業務施設」や「飲食施設」程度でも結構です。

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

①建築着工予定年月日 年 月 日

②完成予定年月日 年 月 日

・店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載してください。

2 駐車場の計画

(1) 必要駐車台数算出根拠（堺市宅地開発等に関する指導基準による）

（端数処理：小数点以下第1位四捨五入）

S：店舗面積	㎡
必要駐車台数算出式	
必要駐車台数	台（< 台（設置予定台数））

(2) 駐車場の収容台数、面積、駐車区画の大きさ及び敷地の状況

駐車場No. (別添配置 図上に記載 の番号)	収容台数		面積	駐車区画の大きさ		契約形態
	一般用	身障者用		一般用	身障者用	
	台	台	㎡	m × m	m × m	

（別途自動二輪車用駐車場を設置する場合）

駐車場No. (別添配置 図上に記載 の番号)	収容台数	面積	駐車区画の大きさ	契約形態
		㎡	m × m	

・契約形態については、自社所有又は賃貸契約（専用・特約の別）を記載してください。

(3) 駐車場内の歩行者等の安全確保のための方策等

（特別に行う対策等があれば具体的に記載してください。）

(4) 交通への支障を回避するための方策等（特別に行う対策等があれば具体的に記載してください。）

交通への支障回避の方策	具 体 的 な 内 容
交通整理員の配置	配置場所：（別添配置図上に記載してください。） 配置時間： 人 数：

・イベント（開店時は除く）や売り出し等の特定日に特別な対策を予定している場合は記載してください。
・公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業に対し、可能な限り協力を行うことを検討することができる場合には記載してください。

3 駐輪場の計画

(1) 必要駐輪台数算出根拠（堺市宅地開発等に関する指導基準による）

（端数処理：小数点以下第1位四捨五入）

S：店舗面積	m ²
必要駐輪台数算出式	
必要駐輪台数	台

（記載例）

必要駐輪台数	台
<必要駐輪台数算出根拠> （市の基準によらない場合は、駐輪台数の予測の結果と算出根拠を示してください。）	

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場No. （別添配置図上に記載の番号）	駐輪場の構造	収容台数	面 積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	原動機付 自転車用
	（平面式・立体式 ・機械式等の別）	台 （うち原動機付 自転車用 台）	m ²	m × m	m × m

(3) 駐輪場の管理体制

(記載例)

項 目	具 体 的 な 内 容
交通整理員の配置	配置場所：(別添図面上に記載してください) 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	(駐輪場の施錠方法等を記入してください)
駐輪場案内の表示方法	・看板の掲出等、表示方法を具体的に記載してください。 ・表示場所等の位置を建物配置図上に示してください。

4 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設No. (別添図面上に 記載の番号)	同時作業可能台数		待機スペース の有無・広さ	施設面における 防音等の対策
	想定する車両の大きさ	台 数		
		台	無・有→広さ (m× m)	

(2) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
有・無		(「無」の場合その理由)

5 廃棄物等の保管場所の計画

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

項目	取組内容等		周知方法
資源物の回収促進	有・無	(記入例) 牛乳パック びん PETボトル アルミ缶 乾電池 食品トレイ ※店頭回収等を実施しているものを記入	
買物袋再利用推進	有・無	(有の場合は、実施内容を記載してください。)	
簡易包装の推進	有・無	(有の場合は、実施内容を記載してください。)	
その他の取組			

- ・周知方法については、「店内ポスター、放送での呼びかけ」、「チラシでの啓発」など具体的な周知方法を記載してください。
- ・買物袋再利用推進及び簡易包装の推進については、「持参のたびにスタンプを押印し、その数に応じて景品等と交換」、「贈答用か自宅用かを確認のうえ、シール等で包装紙に代える」など具体的な実施内容を記載してください。
- ・その他の取組については、「魚箱等スチロール製品の溶融機の設置」、「生ごみ処理機、空き缶選別機等設置」、「通い箱の活用」といった具体的内容について記載してください。

(2) 廃棄物等保管施設の計画

名称	内訳	容量	面積	保管施設への 排出方法	冷蔵設備等の 有無	洗浄 設備	附属設備の 概要
廃棄物等 保管施設No	廃棄物	m ³	m ²		有・無 (無の場合、 その理由)	箇所	
	リサイクル品	m ³	m ²				
廃棄物等 保管施設No	廃棄物	m ³	m ²		有・無 (無の場合、 その理由)	箇所	
	リサイクル品	m ³	m ²				
合 計	廃棄物	m ³	m ²	(別添詳細図を添付してください。)			
	リサイクル品	m ³	m ²				

- ・附属設備の概要については、「換気設備」、「脱水処理機」、「生ごみ処理機」、「空き缶選別機」、「発泡スチロール溶融機」など具体的に記載してください。
- ・別添詳細図は平面、立面及び施設容量、実保管容量を記載してください。

(3) その他の保管施設の計画

- ・店頭回収や廃家電製品の保管施設(スペース)を設置している場合に記載してください。

6 廃棄物等の運搬・処理計画（【6】「廃棄物等の運搬・処理計画の記入例」参照）

(1) 廃棄物等の運搬・処理方法（現時点での計画の範囲で記載してください。）

廃棄物種別	生ごみ等	金属製廃棄物等	
項目	生ごみ	〇〇〇〇	
運搬予定業者 及び方法	自己搬入・許可業者に委託 納品業者が回収 など	自己搬入・許可業者に委託 納品業者が回収 など	
	収集車の種類（ ）	収集車の種類（ ）	
運搬の頻度			
処理の方法	敷地内処理・中間処理 敷地外処理 など	敷地内処理・中間処理 敷地外処理 など	
処理予定業者等			

(2) 敷地内処理の場合

廃棄物種別	生ごみ等	金属製廃棄物等	
項目	生ごみ	〇〇〇〇	
処理の具体的な方法			
処理関連設備の内容			
処理施設の悪臭対策			
処理施設の防音対策			
処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>	

(3) 廃棄物等の減量・リサイクル計画（現時点での計画の範囲で記載してください。）

<【6】「廃棄物等の運搬・処理計画の記入例」参照>

廃棄物種別	廃棄物の種類		A=B+C 発生予測量 t/年	B 廃棄量 t/年	C 資源化量 t/年	C/A 資源化率 %
	紙製 廃棄物等	紙	OA紙			
OA紙以外						
段ボール						
新聞・雑誌						
ガラス製 廃棄物等	びん					
金属製 廃棄物等	缶					
合計						

※廃棄物種別には指針の6分類の名称を記入すること。

(4) 小売業者別及び併設施設における廃棄物等運搬・処理の方法

(小売業者ごとに運搬・処理を行う場合)

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載してください。
 (例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

(5) 併設施設等における悪臭防止対策（飲食店や食品加工場のある場合）

配 置	
悪臭対策	
汚水対策	

(6) 食品加工場等計画（食品加工場がある場合）

面 積	
配 置	(別添平面図上に記載してください。)
加工の具体的内容	
悪臭対策	
汚水対策	

7 騒音の予測と騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	(「住居等から離れた場所に設置」といった配慮を記載してください。)
荷さばき施設の騒音対策	(「荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮」、「荷さばき施設の屋内化」、「作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等」などといった施設建築計画面での配慮事項を記載してください。)
荷さばき作業の騒音対策	(「荷さばき作業時間の特定」、「荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底」、「低騒音型の荷さばき機器の導入」、「作業員への騒音防止意識の徹底」などといった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載してください。)

(2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用	無 ・ 有 (館内放送のみ・館外放送あり)
---------	-----------------------

(館外放送がある場合)

使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
〇〇時～〇〇時	個		(別添配置図上に記載してください。)	

※商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合には、大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、午後8時から翌日の午前9時(日曜日及びその他の休日にあつては午前10時)までの間は使用が禁止されていることに留意してください。

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒音対策等
冷却塔	無・有			(「機器周辺の遮音効果を高める」、「低騒音機器の導入」、「機器周辺の吸音処理(周辺の壁に吸音性の高い素材を使用する等)」などといった具体的配慮事項を記載してください。)
冷暖房設備	無・有			
送風機	無・有			
その他	無・有			

※規模・能力・騒音レベルについては、騒音資料に掲載されている場合は、参照ページを記入してください。

(4) 駐車場(自動二輪車用含む)の施設構造と騒音対策の概要

駐車場No. (別添配置図上に記載の番号)	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	(「駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理」、「立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策」、「床や排水蓋等による段差をなくす」などといった施設の配置や構造面での具体的配慮事項を記載してください。)	(「駐車場の利用時間帯の制限」、「交通整理員等による場内走行の円滑化、見回りの実施等」などといった運営面での具体的配慮事項を記載してください。)

・夜間の駐車場が青少年や暴走族のたまり場になることにより発生する騒音を防ぐため「駐車場の出入口の施錠」「警備員の巡回」等の方策を記載してください。

(5) 駐輪場の施設構造と騒音対策の概要（対策が必要な場合は記載してください。）

駐輪場No. (別添配置図上に 記載の番号)	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	記載例は、駐車場と同じです。	記載例は、駐車場と同じです。

(6) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物回収場所の 構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
（「屋内に設置」、「壁 を設置」など具体的 に記載してください。）	〇〇時～〇〇時	（「廃棄物の収集場所の 屋内化及び防音対策」な どといった施設の配置や 構造面での具体的配慮事 項を記載してください。）	（「廃棄物処理業者への騒 音抑制意識向上の働きか け」、「深夜・早朝における 作業回避等回収時間の制 限」などといった運営面 での具体的配慮事項を記載 してください。）

(7) その他騒音問題についての配慮

- ・機器の定期的な点検の実施、従業員等に対する指導内容等具体的に記載してください。
- ・併設施設固有の騒音発生源から出される騒音についての対策について記入してください。
（併設施設があり、夜間等において著しい騒音の発生が見込まれる場合）

8 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 景観・街並みづくりへの配慮事項（特記すべき事項があれば記載してください。）

--

(2) 敷地内の緑化計画（緑化計画があれば記載してください。）

敷地面積	緑地面積	緑化の内容
㎡	㎡ (敷地の○%)	<図面添付>

(3) 屋外広告物の計画（景観に配慮した屋外広告物の計画があれば掲載してください。）

<図面添付>

(4) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策（現時点での計画の範囲で記載してください。）

照明の配置・方向・強さ	
点灯時間	
光害対策	

(5) 防災計画への協力（防災協定等締結の無い場合においても、要請のあった場合に必要な協力をを行うことを記載してください。）

防災協定等締結の有無	締結協定等の内容
無 ・ 有	

(6) 防犯・青少年対策についての配慮（併設施設における防犯・非行防止対策についても記載してください。特に深夜営業の施設やアミューズメント施設が併設される場合は特に留意してください。）

<p><特別に行う対策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場等施設への適切な夜間照明等の設置 ・ 防犯カメラの設置等による死角の排除 ・ 夜間営業における青少年の非行防止の対策 ・ 警備員の巡回の実施 ・ 使用しない駐車場等出入口の施錠 ・ 所轄警察署と連携した緊急時の通報体制の整備 など
--

9 地域貢献等に関する事項（現時点での計画及び取組み内容を記載してください。）

地域貢献活動計画書

年 月 日

堺市長 殿

（建物設置者又は小売業者）

店 舗 名 店舗所在地 地域貢献担当窓口（任意）

記

【地域貢献に対する方針】

（社会貢献に対する御社の企業理念等があれば記載してください。）

--

【地域貢献活動項目】

（貴社・各店舗において独自に取組んでいる具体的な地域貢献に関する活動内容を「【8】『地域貢献について』」を参考に記載してください。）

地域貢献項目	具体的な取組み内容
〔記入例〕	
①地域経済活動団体等の活動への参加連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、地元商店街組織等に加入します。 ・地元商店街組織が主催する地域イベントや事業等へ協賛します。
②地域活性化やまちづくりへの参加・支援 ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント会場として店舗内のフリースペースを提供します。 ・地域情報誌やイベントポスターを店頭に配架・掲示します。 ・ ・

【4】添付図面について

・図面には必ず縮尺・方位を明記してください。2枚以上に図面を分けた場合には、縮尺を統一してください。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 (縮尺：1/25,000) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況が分かる図面	(1) 経路に関する図面	
	①広域見取図	・出店地の周囲(3～5km程度)の範囲を含み、周辺道路の状況が分かる図面
2 周辺見取図 (縮尺：1/2,000) 計画地の用途地域、隣接地の用途現況及びまちづくり計画等の範囲が分かる図面	(1) 経路に関する図面	
	①周辺見取図	・敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 →道路幅員・交通規制・歩道の有無・横断歩道・歩道橋の位置現況・バス路線の有無と位置・敷地周辺の道路の「No.」及び主要経路 ・自動車の案内経路の表示(入場・退場両方を記載) →来退店車両の案内経路・主要経路の明示・小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路・搬出入車両の運行経路・経路案内看板の設置場所・交通整理員の配置
	②交通量調査の結果 (添付書類として添付する場合)	・現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果 (ピークのトータル値)
	③交通量予測の結果等 (添付書類として添付する場合)	・開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・利用者層を異にする複合施設の利用者の交通量の予測の結果
	(2) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	①歩行者通路図面	・敷地周辺の歩行者通路
3 建物配置図 (縮尺：1/200～500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	(3) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	①廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路
	(1) 駐車場計画に関する図面	
①駐車場配置図	・駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別してください。) ・駐車区画の配置(寸法入り) ・駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置・幅員(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別してください。) ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・交通整理員の位置 ・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設置予定のある場合。複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別してください。)	
(2) 駐輪場の計画に関する図面		
①駐輪場配置図	・駐輪場の配置(複数の駐輪場がある場合には、番号を記載して区別してください。) ・駐輪区画の配置(寸法入り) ・駐輪場への自転車の経路 ・駐輪場案内表示の位置	

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記 載 項 目 等
	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①搬出入車両の出入口等配置図	・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況（住宅、学校、病院等） ・出入口が接する道路の位置・幅員
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
	①騒音発生源となる施設設備の配置図	・各施設設備の配置・寸法 →冷却塔・室外機・給排気口等・駐車場・荷さばき施設・廃棄物保管場所等・拡声器等 ・騒音予測地点 ・遮音壁の配置（寸法入り）
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物等保管施設の位置及び隣接地の用途が分かる図面 ・廃棄物種別ごとの配置（寸法入り）
	(6) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	①歩行者通路図面	・敷地内の歩行者通路
	②夜間照明等の配置図	・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(7) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	①廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路
	②廃棄物処理施設 食品加工場等の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置及び隣接地の用途（敷地内に廃棄物処理施設又は食品加工場がある場合）
	(8) 街並みづくり等への配慮に関する図面	
	①敷地内の緑化計画図	・敷地内の緑化の内容
	②屋外広告物の計画図	・屋外広告物の形状・位置
③屋外照明・広告塔 照明の配置図	・屋外照明・広告塔照明の位置・照射方向	
4 各階平面図 (縮尺：1/200～500) 業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図	(1) 駐車場計画に関する図面	
	①駐車場各階平面図	・駐車区画等の配置・寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①荷さばき施設の平面図	・荷さばきスペースの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数 ・ひさしの高さ ・クレーン等の付帯する設備
	(3) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物等保管施設の平面図	・一般廃棄物の保管施設の寸法・高さ・構造等 ・リサイクル品のストックヤードの寸法・高さ・構造等
5 騒音予測に関する図面	(1) 騒音発生源・遮音壁等の立面図 ・騒音予測に必要とされる高さ等の分かる図面	
	(2) 建物構造の分かる図面（騒音発生源が屋内に設置されている場合） ・当該建物の壁面等の素材・構造が分かる図面 ・当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置が分かる図面	
6 街並みづくり等への配慮に関する図面	(1) 建物完成予想図 (着色の建物完成予想図又は立面図を添付してください。)	

【5】交通量調査及び交通量予測の記入例

1 交通量調査結果

①平日

<調査方向1>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向〇>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

②休日

<調査方向1>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

<調査方向〇>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

<交差点交通量>

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車 小計	自動二輪 ・バイク	全車種 合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

- 上記に示す車種別、時刻帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各方向別の合計）を記入してください。
- 平日及び休日について、それぞれ記入してください。

2 交通量予測の結果

①平日

種別 時間帯	入 場				出 場			
	合 計	北方向 からの 来 店 A	東方向 からの 来 店 B	○方向 からの 来 店 C	合 計	北方向 への 出 場 A	東方向 への 出 場 B	○方向 への 出 場 C
	100%	%	%	%	100%	%	%	%
合 計								
9:00～10:00								
10:00～11:00								
18:00～19:00								
19:00～20:00								

②休日

種別 時間帯	入 場				出 場			
	合 計	北方向 からの 来 店 A	東方向 からの 来 店 B	○方向 からの 来 店 C	合 計	北方向 への 出 場 A	東方向 への 出 場 B	○方向 への 出 場 C
	100%	%	%	%	100%	%	%	%
合 計								
9:00～10:00								
10:00～11:00								
18:00～19:00								
19:00～20:00								

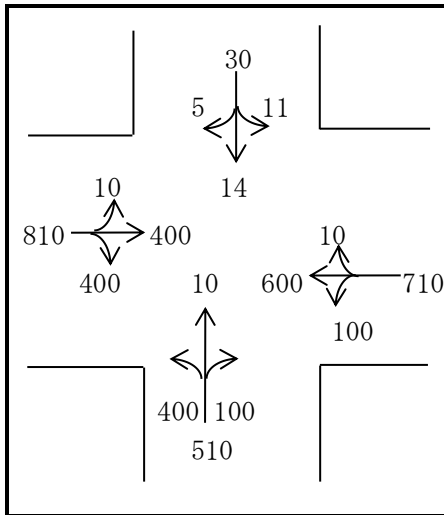
- ・上記に示すように、1時間ごとの想定来店台数を入場・出場に分けて、方向別に一覧表にしてください。
- ・平日及び休日について、それぞれ記入してください。
- ・想定商圈図を添付し、商圈設定による人口比率を記載してください。

3 現況と開店後における交通量の比較

(1) 方向別交通量

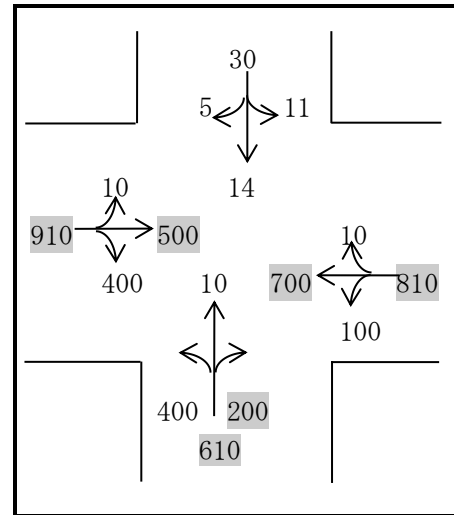
① 平日

<現況>



ピーク時： 時台

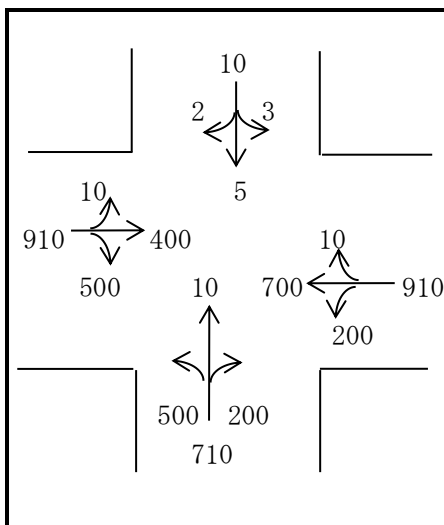
<開店後>



ピーク時： 時台

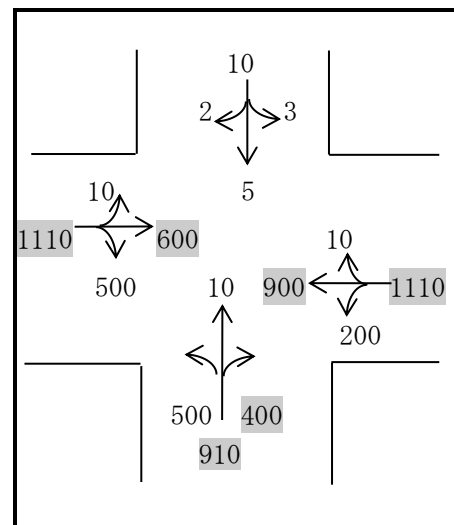
② 休日

<現況>



ピーク時： 時台

<開店後>



ピーク時： 時台

(2) 交差点需要率

	平日		休日	
	現況	開店後	現況	開店後
需要率				
ピーク時	時台	時台	時台	時台

【6】 廃棄物等の運搬・処理計画の記入例

廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬・処理方法の記入例

項目	紙製廃棄物等	金属製廃棄物等	指針の分類を記入(主に6分類)
	段ボール	空き缶	廃棄物の種類を記入(下記別表を参照)
運搬予定業者及び方法	自己搬入	納品業者が回収	自社・納品業者・市の許可業者等を記入(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入 ・納品業者が回収 ・市の許可業者(産廃)に委託 ・堺市が回収(ペットボトルの拠点回収の場合) <運搬許可等をもつ適切な業者の確認>
	4t車(パッカー車)	4t車(トラック)	トン数、収集車の種別を記入
運搬の頻度	1日1回	週2回	記入例のとおり (PETの拠点回収の場合は 概ね週2回)
処理の方法	敷地外処理	敷地外処理	敷地外処理・敷地内処理等の別を記入 敷地内処理の場合は別途記入
処理予定業者等	堺市の清掃工場で廃棄	許可を受けた処理業者でリサイクル	運搬から最終処理(廃棄・リサイクル等)の過程を記入(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・堺市の清掃工場で廃棄 ・許可を受けた処理業者でリサイクル ・許可を受けた処理業者で廃棄 ・市の委託業者でリサイクル(拠点回収の場合) <処理許可等をもつ適切な業者の確認>

別表

分類	主な種類
紙製廃棄物等	段ボール等再資源化可能なもの (紙、新聞、雑誌、段ボール、紙パック等)
金属製廃棄物等	アルミ製・スチール製の缶等 (空き缶等)
ガラス製廃棄物等	ガラス製の容器等 (空きビン等)
プラスチック製廃棄物等	飲食容器、食料品のトレイ等 (PETボトル、食品トレイ、発泡スチロール等)
生ごみ等	食品廃棄物等 (生ごみ、魚あら等)
その他可燃性廃棄物等	(各種のくず、廃プラ、廃油等)
その他廃棄物	上記に分類されないその他廃棄物 (粗大物、廃家電等)

(2) 廃棄物等の減量・リサイクル計画の記入について

廃棄物の種類は、(1) 廃棄物等の運搬・処理方法で記入した種類を記入してください。
発生予測量 t / 年の値が、類似店実績や社内計画等などにより算出している場合は、
算出根拠(〇〇年、〇〇店実績による・・・等)を欄外に記載してください。

【7】騒音の予測・評価方法

1 騒音発生源

(1) 音源の設定

- ①設定音源に漏れが無いよう注意する。(出入口の門扉開閉音、溝蓋(グレーチング)、カーポート、フォークリフト等も加える)
※現地調査時に音源漏れが判明するケースがあり、再予測が必要になる場合もある。
- ②隔地駐車場(従業員用を含む)についても予測が必要。
- ③音源として予測しなかった設備等が存在する場合には、その理由を記載すること。

(2) 騒音レベルの設定

- ①新設店舗については、カタログの値或いは類似店舗の実測値など。
- ②既存店舗については、既存設備の実測値。
 - ・季節により稼働していない設備は、類似店舗の実測値やカタログ値。ただし、老朽化等によりカタログ値よりも騒音が大きいと考えられるため、過小とされないこと。
- ③自動車(自動二輪車を含む)走行音等については、騒音予測の手引き、自動車工学に基づく計算方法、当該店舗或いは類似店舗の実測値も可。
- ④アイドリング音については、アイドリング禁止を掲示板等で行い、指導を徹底することで、予測対象外としている。ただし、荷さばき作業や廃棄物収集作業時に必要なアイドリングについては、当該作業音源に含まれていること。

(3) 騒音レベルの設定根拠

- ①カタログ値を使用する場合は、カタログの写し。
- ②実測値の場合は、計量証明書の添付。
- ③自動車走行音等については、その設定根拠を示すこと。

2 騒音の予測

(1) 予測地点の設定

- ①店舗の4方向で最も影響を受けると考えられる住居等(高さ方向も考慮し、立地が可能な地点を含む)の地点とその選定根拠(騒音レベルコンター図で可能)。
- ②店舗の上階にマンション等の住居がある場合も、予測対象とすること。
- ③変更の場合は、変更前後の予測結果と騒音の増減量を示すこと。

(2) 騒音レベル算出根拠

- ①音源設定数値と騒音レベルの設定根拠に相違がないこと。
 - ・変動騒音、衝撃騒音における騒音レベルを確認。
- ②騒音継続時間・発生回数等が、各項で相違がないこと。

3 予測の評価

(1) 総合的な予測評価

- ①昼間・夜間ともに全ての騒音を合成した等価騒音レベルが、全ての予測地点において環境基準を下回ること。

(2) 発生する騒音ごとの予測評価(21時～翌6時までに騒音の発生がある場合)

- ①設備騒音(合成)、荷さばき作業、廃棄物収集作業については、全ての敷地境界の予測地点で規制基準を下回ること。

また、住居位置(高さ方向を含む)においても、規制基準を下回ること。

- ②来客車両(従業員用車両を含む)の走行音・ドア開閉音が規制基準を超える場合には、住居位置の予測地点で規制基準を下回ること。また、来客車両の走行経路や駐車場の利用制限など、周辺的生活環境に十分配慮がされていること。

(3) 環境騒音

①新設店舗の場合

・店舗立地に伴い、新たな騒音発生源が設置されることとなるから、周辺の住民に理解を得るためにも、開店前の現況の環境騒音の調査は必要。

・昼間・夜間の等価騒音を現況の環境騒音に合成し、店舗開店後の環境騒音(等価騒音レベル)を記載し、開店後の影響度を評価する。

②既存店舗の場合

・発生する騒音ごとの予測で来客車両(従業員用を含む)に関して、規制基準値を超える場合には、その地点に該当する場所で、夜間の時間帯の環境騒音を測定し評価。

- ③季節によっては、セミなど虫の声、鳥の鳴き声、落ち葉の音等自然音が大きくなる場合もあり、測定時期・地点の選定には注意を要す。

4 その他

- (1) 荷さばき施設・廃棄物収集施設を設置する場合は、住居を避けるとともに、できる限り屋内化を推進すること。

- (2) 深夜・早朝の荷さばき作業・廃棄物収集作業は、できる限り避けること。万一、深夜・早朝の作業が避けられない場合は、夜間の静穏な生活環境を損なわないように、十分な騒音対策を検討すること。

- (3) 遮音壁の設置にあたっては、周辺への環境(景観)の観点から、緑化等も併せて検討すること。

【8】地域貢献について

1 趣旨

まちづくり三法の見直しに伴い、大規模小売店舗立地法の配慮事項の指針が改訂され、そのなかで大型店において、企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待される旨の考えが示されました。

こうした大型店に対する社会的責任については、各事業者が自らの判断のもとで対応すべきものですが、地域社会を担う一員としての役割を十分認識した、まちづくり活動への自主的な参加・支援、地域住民の安全で快適な生活環境の確保のための積極的な配慮など、中長期的な視野に立った経営を図ることは、地域に求められる企業として持続的な発展を遂げることにつながり、ひいては、将来的に豊かな地域社会の構築に寄与するものだと考えられます。

また、持続可能な地域社会の実現のために、大型店における適正な事業活動の推進及び地域との共存共栄が重要であることを市、設置者及び小売業者が認識し、相互の協力により地域社会への貢献活動を推進することが求められます。

以上のことから、本市は当該施設の設置者及び小売業者が地域特性に適した地域貢献活動を自主的かつ積極的に実施し、その活動の取組に対する地元や地域住民の理解・参加を促進していくため、届出書の「【3】指針に基づき配慮すべき事項」の一部として「地域貢献活動計画書」

(以下「計画書」)の報告を求めるものです(72ページ参照)。なお、地域貢献活動計画書の提出は、大規模小売店舗立地法に基づく届出とは別に任意に求めるものであり、地域貢献活動計画書の提出の有無及び提出された内容について、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

2 地域貢献の項目について

地域貢献活動を実効性あるものとするためには、今後の社会経済を取り巻く状況を踏まえ、店舗が立地する地域特性を考慮しながら実施していくことが求められます。堺市では、市として、設置者等に一般的に期待する内容について、例示しています。

なお、地域貢献項目として記載がない活動で、企業独自の取組等で地域づくりに寄与すると想定される活動についても、本計画書の地域貢献項目として設定・記載することを妨げるものではありません。

また、本計画書は届出書と同時に提出していただき、堺市のホームページ等で情報公開を行います。

3 提出対象店舗

- ①新設店舗(法第5条第1項)
- ②既存店舗(法附則5条第1項)

なお、計画書提出者は大規模小売店舗の設置者又は小売業者となりますので、小売業者の方が提出される場合には、店舗で複数の「計画書」が提出される場合があることに留意してください。

また、法第6条第2項の届出時もしくは届出時に関係なく、地域貢献に関する活動を自主的に実施されている場合などは、地域産業創造課までご相談ください。

4 大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する項目の例

項目	具体的活動内容（例）	関係課
（１）地域経済活動団体等の活動への参加・連携促進に関すること	地域経済活動団体との連携・共存共栄 ・商工会議所、地元商店街組織等への加入連携 ・地元商店街組織、小売市場等が主催する地域イベントや事業等への参加・協賛	地域産業創造課
	（２）地域経済循環の促進への協力に関すること	① 地域経済循環促進事業への協力 ・地域共同販売促進活動への参加・協力 ② 地域経済活性化への協力 ・地元事業者への積極的な事業委託等 ・地場産品等の積極的な販売等 ・地域の女性・高齢者・障害者の雇用促進 ・インターンシップや障害者の実習の受け入れ協力 ・従業員の職業キャリア形成への支援
（３）地域活性化やまちづくりへの寄与に関すること	① まちづくりへの協力 ・市が進める中心市街地活性化や商業振興策への協力 ・市政情報・地域情報や近隣公共施設での事業の広報ちらし・パンフレット・ポスター等の配架・掲示協力 ・NPO法人による地域活動の促進を目的とする堺市市民活動支援基金への寄附 ・従業員等への人権研修の実施 ・堺市人権教育推進協議会企業部会への加入・連携	地域産業創造課
		広報課
		市民協働課
		人権推進課
	② 地域コミュニティ活動への参画 ・近隣自治会や地域コミュニティ活動団体への参加・協力 ・店舗や敷地内での地域活動成果の発表や交流のための場の提供 ・地域イベント時等における駐車スペースの提供 ・宅配サービス等の地域福祉への貢献	地域産業創造課
		各区役所
（４）地域防犯・防災対策への協力・支援に関すること	① 地域防犯活動への協力・支援 ・「ガイドライン」に沿った適正な営業活動の推進 ・所轄警察署と連携した緊急時の通報体制の整備 ・地元防犯団体等が主催するイベント等での会場提供等の協力	地域産業創造課
		市民協働課
	② 地域防災対策への支援・協力 ・市の防災関連事業への参加又は協力 ・BCP（事業継続計画）の策定 ・災害等緊急時の物資・食品等の備蓄の確保や一次避難（集合）場所の提供 ・災害発生時における市職員やボランティアなど参集者への駐車場・活動拠点の提供 ・災害備蓄物資用倉庫や物資流通時等に使用する際のスペースの提供 ・防犯・防災キャンペーン時の啓発品の協賛提供	危機管理室 防災課

	③ 青少年非行防止対策・青少年育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間営業等における警備員による巡回、営業時間外の駐車場施設など青少年の溜まり場防止 ・「こども110番」運動への協力 ・体験学習の受け入れなど青少年への教育支援の参加・協力 	こども育成課
	④ 店舗周辺地域の安全性や利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や高齢者に特段配慮した歩行者の安全対策 	学務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地周辺の防犯灯の設置 ・敷地周辺の歩道・緑地帯の確保 ・大型店舗相互間の連携による周辺地域の安全性の確保 	地域産業創造課
(5) 地域環境との共生の活動促進に関すること	① 環境保全活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画による環境配慮指針への協力 ・関西エコオフィス宣言への登録 	環境政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止への協力（事業所からの環境負荷の低減等） ・ヒートアイランド対策 	環境エネルギー課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ4R運動への協賛 ・堺市まち美化促進事業（アドプト制度）への参加・協力 ・店舗周辺地域における清掃美化活動等の推進 	環境業務課
	② リサイクル活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装等の廃止又は削減の推進 ・リサイクル回収ボックスの設置 ・簡易包装・マイバック運動の推進 	資源循環推進課
(6) 店舗撤退時の対策に関すること	店舗撤退時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗撤退時の早期情報開示 ・建物の管理等閉鎖後の環境悪化の防止 ・後継店舗等、地域の商業機能の確保に関する対策 ・従業員の配置転換や再就職等による雇用確保の努力 	地域産業創造課
(7) その他	その他地域に貢献する項目（独自の取組など）		
		<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関交通利用の促進による周辺道路混雑の緩和 	交通政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の団体貸出制度の活用、予約資料受渡しブースの設置 	中央図書館
		<ul style="list-style-type: none"> ・お出かけ応援制度活用促進や障害者や高齢者の利便増進のための最寄駅・近隣施設間の専用バスの運行 ・精神障害者社会適応訓練事業への登録 ・「バリアフリー法」の認定等ユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり ・地域の文化・スポーツ振興 	地域産業創造課

VI 説明会の開催方法等

大規模小売店舗の新設の届出（法第5条第1項）や変更の届出（法第6条第2項及び附則第5条第1項）をした場合、届出者は説明会を開催する必要があります。

この説明会は、届出の概要に基づく調査・予測結果とそれを踏まえた対応策について地域住民に対して周知を図ることを目的とするものです。

届出者はこの目的の趣旨を理解し、次の事項に留意して説明会を開催してください。

1 説明会開催計画書の提出

届出後、説明会の開催方法等について協議のうえ、届出者は、要綱に定める説明会開催計画書（様式第4号。22ページ）及び添付書類を説明会開催日の14日前までに、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課あてに提出してください。

2 開催日及び開催場所

(1) 開催回数は原則として1回としますが、次のいずれかに該当する場合には、市は3回を上限として開催を求めることがありますのでご注意ください。

① 店舗の立地がその周辺地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が参加できるよう配慮することが必要であると市が判断したとき。

ア 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積が6,000㎡以上のもの→2回

イ 法第5条第1項、第6条2項及び附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、営業時間又は荷さばき作業時間が22時から翌6時までの時間帯に及ぶもの→2回

② 開催計画書に基づく説明会が何らかの事情により開催又は終了できなかったとき。

③ 説明会の当日に参加者全員が会場に入室できなかったとき。

(2) 説明会は届出の日から2か月以内に開催することとされていますが、(1)の事由により複数回の開催を要する場合がありますので、届出の日から1か月以内の開催に努めてください。

(3) 説明会は周辺住民が参加しやすいように、平日の夜（19時から21時の間）又は休祭日若しくは土曜日に開催してください。

(4) 開催場所を決める際には、地域産業創造課に相談してください。

3 説明会開催についての周知

(1) 説明会の開催予定日の7日前までに、大規模小売店舗の出店地の敷地内で歩行者から見やすい場所に、別紙様式1による掲示を行うとともに、出店地の敷地境界から原則として1kmの範囲を対象とし、次の方法により公告を行ってください。

- ① 時事を掲載する主要な日刊新聞紙5紙への掲載又は新聞折り込みによるチラシの配布（なお、大きさはA4版以上で作成してください。）
- ② 店頭等におけるポスターの掲示（なお、大きさはA1版以上で作成してください。）
- ③ その他市が適切と認める方法（各戸配布など、より有効な手段に限る。）

(2) 新聞又はチラシには次に掲げる事項を掲載してください。

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
- ③ 主な届出内容
- ④ 大規模小売店舗の新設をする日又は変更をする日
- ⑤ 説明会の開催日時及び場所
- ⑥ 問い合わせ先と電話番号

4 説明会の開催

(1) 説明者は、原則として設置者（設置者が複数の場合は、その代表者）とします。また、設置者が説明会での説明を第三者（当該大規模小売店舗において小売業を行う者、開発コンサルタント等）に委任することもできますが、この場合も設置者は説明会に同席するよう努めてください。

(2) 説明会では参加者に対し、次に掲げる資料等（変更届の場合は変更事項に係る資料等）を配布してください。

- ① 届出事項
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物配置図
- ④ 店舗への案内経路及び方法を記した書類、図面
- ⑤ 交通予測の結果及び関連する図面
- ⑥ 騒音予測の結果及び関連する図面
- ⑦ 廃棄物等の保管施設に関する事項を記した書類、図面
- ⑧ 指針に基づく配慮事項

(3) 説明では地域の生活環境への配慮について、周辺住民等の理解が十分に得られるよう適切な説明を行ってください。また、質疑には誠意をもって応答するようお願いいたします。

5 説明会の開催報告

説明会開催後7日以内に、要綱に定める説明会開催報告書（様式第5号。23ページ）及び添付書類を堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に提出してください。

また、開催計画書に基づく説明会を開催することができなかった場合は、すみやかに要綱に定める説明会開催不能承認申請書（様式第7号。25ページ）を地域産業創造課に提出するとともに、事後の対応について協議を行ってください。

6 説明会を開催する必要がないと認められる場合

- (1) 法第6条第2項及び附則第5条第1項の届出において、大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響がほとんどないと市が認めるときは、要綱に定める説明会開催不要承認申請書（様式第6号。24ページ）を地域産業創造課に提出してください。
- (2) 大規模小売店舗の出店地の敷地内で歩行者から見やすい場所に、別紙様式2による掲示、及びインターネットでの掲載を法第6条第3項の規定により届出書が縦覧されている期間行ってください。
- (3) 掲示したものの写し、掲示の状況を示す写真（近景・遠景各1枚）及びインターネットでの掲載状況を示す資料を、地域産業創造課に提出してください。

説明会開催予定の掲示（例）

●新設の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者
- 小売業者

記

- 1 開催日時及び場所
第1回
第2回
- 2 計画している店舗の概要

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

●変更の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時及び場所
第1回
第2回
- 2 計画している変更内容及び変更理由

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

説明会を掲示により行う場合の掲示（例）

{変更事項} の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法 [第 6 条第 2 項
附則第 5 条第 1 項] の規定に基づき {変更事項} を

変更する旨の届出を 年 月 日付で堺市長に提出しましたので、
同法施行規則第 1 1 条第 2 項の規定により掲示します。

【店舗名称】

【建物設置者】

【変更しようとする事項】

（変更前）

（変更後）

【変更する理由】

【変更予定日】

<問い合わせ先>

- ・所在地：
- ・名称：
- ・電話番号：

（届出書の縦覧場所）

- ・堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課
所在地：堺市堺区南瓦町 3 - 1（高層館 7 階）
- ・〇区役所市政情報コーナー
所在地：{出店地を所管する区役所の所在地}

※堺区については市政情報センター

備考：{変更事項} には、変更内容を記入してください。（例：営業時間、駐車場の収容台数等）

VII 住民等の意見についての留意事項

大規模小売店舗の新設や変更の届出について、「生活環境の保持」の観点から意見を述べることができます。

意見を述べる場合は、以下の点に留意して意見書を作成のうえ、市に提出してください。

1 届出に関する情報

大規模小売店舗の新設や変更の届出を受理すると、市はその概要を公告するとともに、届出書類を堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び出店地を所管する区役所の市政情報コーナー（堺区は市政情報センター）において縦覧に供します。

また、届出から2か月以内に届出者が説明会を開催しますので、この説明会への出席や届出書類の閲覧により、届出内容や届出者が周辺的生活環境の保持のためにどのような配慮を行おうとしているかについて、知ることができます。

2 意見書の提出方法・提出先

公告の日から4か月以内に、以下のとおり作成した意見書を持参又は郵送のいずれかの方法により提出するか、堺市電子申請システムにて作成、提出してください。

なお、持参又は郵送用の様式については、地域産業創造課で用意していますが、市ホームページからもダウンロードして利用していただけます。

(1) 記載事項（日本語により記載してください）

- ①意見を述べる者の住所又は所在地及び氏名又は団体名（代表者氏名）並びに連絡先
- ②大規模小売店舗の名称
- ③大規模小売店舗の所在地
- ④意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項
- ⑤意見の内容とその理由

(2) あて先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課（高層館7階）

3 意見の公告と縦覧

提出いただいた意見は、概要を公告するとともに、意見書（うら面）は縦覧に供されます。

なお、提出された意見が、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものに対しては、その全部又は一部について、公告及び縦覧を行わないことがあります。

(おもて)

意見書

年 月 日

堺市長 殿

住所又は所在地

氏名又は団体名

連絡先

()

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。
なお、裏面の意見内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて> (この面) に意見書提出者の住所等及び氏名等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課 (高層館7階)

(うら)

意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる 生活環境の保持のために配 慮すべき事項	
意見・理由	